



流山市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成28年6月2日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 中 川 弘



平成 27 年度  
財政援助団体監査報告書

特定非営利活動法人自立サポートネット流山

流山市監査委員

# 目 次

## 平成 27 年度財政援助団体監査報告 (特定非営利活動法人自立サポートネット流山)

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象団体	1
第 5	監査の対象範囲	1
第 6	監査の方法	1
第 7	団体の概要	1
第 8	財政的援助の概要	2
1	名称	2
2	交付の根拠	3
3	交付の状況	3
4	交付目的・事業内容・公益上の必要性	4
5	補助額算定・交付方法・時期・手続の適正性	5
6	実績報告書類による事業の履行確認	5
7	交付の効果と見直しの検討	6
8	団体関係	6
第 9	監査の結果	7
1	総合意見	7
2	個別意見	7

## 平成 27 年度財政援助団体監査報告

### 第 1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一  
中 川 弘

### 第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体監査

### 第 3 監査の期間

自 平成 27 年 11 月 27 日  
至 平成 28 年 4 月 22 日

### 第 4 監査の対象団体

特定非営利活動法人自立サポートネット流山

### 第 5 監査の対象範囲

平成 26 年度における流山市からの補助金交付に係る事務事業及び市所管課（健康福祉部障害者支援課）の当該補助金交付事務。（ただし執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）

### 第 6 監査の方法

監査対象団体及び市所管課から関係書類の提出を求め、事前に事務局職員による審査を行うとともに、本監査日においては、監査委員が団体職員及び市職員から説明を聴取して実施した。

### 第 7 団体の概要

法人定款他、提出された監査資料による対象団体の概要は、次のとおりである。

## 1 団体の名称

特定非営利活動法人自立サポートネット流山

## 2 所在地

流山市東初石2丁目189番地の1 東ビル1-D

## 3 代表者

理事長 勝本 正實

## 4 補助対象事業

地域活動支援センター事業

## 5 同法人が開設する地域活動支援センター

(1) 西深井地域生活支援センターすみれ

(地域活動支援センターⅠ型)

所在地 流山市西深井390番地の1)

同法人が開設する「西深井地域生活支援センターすみれ」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の理念に基づき、流山市地域とその近隣地域に生活する障害者、障害者施設を利用する障害者を対象として、日常的な各種相談への対応や日常生活支援、地域交流活動などを実施して、障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを事業の目的としている。

(2) 地域活動支援センターいろいろや・ハーモニー

(地域活動支援センターⅢ型)

所在地 流山市平和台3丁目2番地の15)

同法人が開設する「地域活動支援センターいろいろや・ハーモニー」（以下「事業所」という。）は、事業所を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、事業所を利用する障害者の立場に立ったサービスを提供することを目的に、販売活動を通しての社会との交流促進や生活指導を行っている。

## 第8 財政的援助の概要

### 1 名称

流山市地域活動支援センター運営事業費補助金

## 2 交付の根拠

流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号）

流山市地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱（平成 20 年流山市告示第 160 号）

## 3 交付の状況

### （1）補助金交付手続

#### ア 西深井地域生活支援センターすみれ

平成 26 年 5 月 30 日 補助金交付申請  
同年 6 月 5 日 市から補助金交付決定通知  
同年 6 月 5 日 補助金概算交付請求  
同年 6 月 25 日 補助金概算支払  
平成 27 年 3 月 25 日 運営事業変更承認等申請  
同年 3 月 31 日 市から運営事業変更承認決定通知  
平成 27 年 4 月 7 日 補助金実績報告提出  
同年 4 月 22 日 市から補助金確定通知  
同年 5 月 11 日 補助金精算

#### イ 地域活動支援センターいろいろや・ハーモニー

平成 26 年 6 月 3 日 補助金交付申請  
同年 6 月 6 日 市から補助金交付決定通知  
同年 6 月 9 日 補助金概算交付請求  
同年 6 月 25 日 補助金概算支払  
平成 27 年 3 月 23 日 運営事業変更承認等申請  
同年 3 月 31 日 市から運営事業変更承認決定通知  
平成 27 年 4 月 6 日 補助金実績報告提出  
同年 4 月 17 日 市から補助金確定通知  
同年 5 月 25 日 補助金精算

### （2）交付状況

#### ア 西深井地域生活支援センターすみれ

13,904,141 円

#### 4 交付目的・事業内容・公益上の必要性

地域活動支援センター事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づき市町村が実施する地域生活支援事業である。国が定める地域生活支援事業実施要綱において、必須事業の一つに位置付けられており、事業の全部又は一部を団体等に委託又は補助して実施することができるものとしている。

地域活動支援センターの創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うための事業（以下「基礎的事業」という。）は、地方交付税による小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とし、この基礎的事業に加え、地域活動支援センター機能強化事業（地域生活支援事業対象事業）に、国は予算の範囲内において市町村が支出する地域生活支援事業の費用の 100 分の 50 以内を、都道府県は予算の範囲内において市町村が支出する地域生活支援事業の費用の 100 分の 25 以内を補助することができることとされている（負担割合：国 50%、都道府県 25%、市町村 25%）。

地域生活支援事業実施要綱に基づき流山市が定めた流山市地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）では、流山市における障害者等の社会復帰及び社会参加を促進するため、地域活動支援センターの運営事業に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとしている。

「西深井地域生活支援センターすみれ」は、基礎的事業と併せて精神保健福祉士その他の専門職員を配置して行う医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民によるボランティアの育成、障害に対する理解の促進を図るための啓発等の事業を行うこと、相談支援事業を行うこと（委託を受けて行う場合を含む。）などの要件を満たす地域活動支援センター I 型となっている。

「地域活動支援センターいろいろや・ハーモニー」は、基礎的事業と併せて地域の障害者等のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られており地域の実情に応じた支援を実施していることなどの要件を満たす地域活動支援センターⅢ型となっている。

## 5 補助額算定・交付方法・時期・手続の適正性

補助金の額については、要綱第5条において、毎月1日現在の在籍者数に応じた補助基礎額及び補助金の額（別表第1 要綱第5条関係）と地域活動支援センターⅠ型～Ⅲ型の対象事業に応じた補助加算基準額（別表第2 要綱第5条関係）に定めるところにより算定した額とするとしている。

補助金交付申請書の補助金の算出基礎では、地域活動支援センター運営事業費補助金所要額調書、対象経費の総支出予定額等算出内訳書（センター全体の額）、地域活動支援センター事業計画書、在籍者名簿（4月1日現在）、毎月1日現在の在籍見込者数、地域活動支援センター事業収支予算書のとおりとしている。

毎月1日現在の在籍者数に応じた補助基礎額に、毎月1日現在の流山市の補助対象在籍見込者数の合計を毎月1日現在の総在籍見込者数の合計で除した値を乗じて得た額を流山市分の補助基礎額としている。これに、対象事業に応じた補助加算基準額を加算した額を補助基準額としている。この補助基準額と補助の対象経費である地域活動支援センターを運営するために必要な経費（作業工賃を除く。）の合計額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を補助金の額としている。

補助金交付申請手続については、補助金交付申請書の様式に一部不備があるものが見られたが、おおむね適正に行われていた。

## 6 実績報告書類による事業の履行確認

補助金実績報告の手続において、規定された期日までに報告が行われていなかった。事業の履行確認については、おおむね適正に行



われていた。

## 7 交付の効果と見直しの検討

要綱第5条において、補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して少ない方の額と規定されている。西深井地域生活支援センターすみれ及び地域活動支援センターいろいろや・ハーモニーいずれも補助基準額が補助金の額となっていた。

また、要綱第9条において、事業の内容に変更があるときは、運営事業変更承認等の申請を行うと規定されている。いずれも在籍者数変更に伴う運営事業変更承認等の申請を行っており、補助金の額が変更となっていた。

所管部局では、継続的に安定した地域活動支援センターの運営が図れるよう、補助方法等の見直しについて検討するとしている。

## 8 団体関係

### (1) 収支会計経理の適正性

経理に関しては、「経理規程」が整備されていた。

ア 経理は、各事業所を会計単位として行う。

イ 経理責任者は原則として各事業所の運営責任者とする。

ウ 会計帳簿は総勘定元帳と補助元帳とする。

エ 毎日の緊急の支出に備えて、小口現金を出納担当者（出納責任者は各会計単位の運営責任者。出納責任者は出納担当者を指名）が保管することができる。小口現金の額は、各事業所につき、5万円を上限とする。

小口現金と釣銭を区分せずに管理するなど、経理規程に基づいた経理事務が行われていなかった。

### (2) 交付申請・請求・受領手続の適正性

交付申請等手続は、おおむね適正に行われていた。

### (3) 補助金等の算定、交付方法、手続

補助金等の算定、交付方法等は、おおむね適正に行われていた。

### (4) 実績報告・精算処理の適正性

実績報告書・精算書及び添付書類は、おおむね適正に行われていた。

## 第9 監査の結果

### 1 総合意見

特定非営利活動法人自立サポートネット流山は、市町村が実施主体として行う地域生活支援事業のうちの地域活動支援センター事業を実施する法人であり、「障害者のためのノーマライゼーションの実現」をスローガンに、障害者のための保健・福祉の向上や自立・社会復帰への支援等に関する総合的な事業の積極的な推進に取り組んでいる。障害者が長く将来にわたって健全で安心して暮らせる環境整備と地域づくりの実現に寄与することから、同法人の更なる発展を求めるものである。

また、調査した範囲において、所管部局による補助金の交付事務、同法人による補助金の申請、実績報告事務、収支経理事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部に指摘事項が見受けられた。これらに留意し、適正な事務の執行に引き続き努められたい。

### 2 個別意見

事務事業の一部について、「指摘事項一覧」のとおり、指摘事項（重要な事項及び軽易な事項）が認められた。

指摘事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領により通知を求めるものとする。

なお、指摘事項を除く事務事業は、調査した範囲において、適正に執行されていた。

## 指摘事項一覧

名称	指摘事項											検討・ 要望 事項等
	重要な事項								軽易な事項			
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	計	ア	イ	計	
健康福祉部 障害者支援課	2							2	1		1	
特定非営利活動法人 自立サポートネット流山	1							1			0	
計	3							3	1		1	0

(注) 指摘事項

### 重要な事項

- ア 法令、条例、規則等に違反している事項
- イ 不正な行為がなされた事項
- ウ 事故が発生する恐れがある事項
- エ 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- オ 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼす恐れのある事項
- カ 過去に指摘されていたものであって、改善への取り組みが行われていない又は不十分な事項
- キ その他監査委員が合議のうえ、重要と認める事項

### 軽易な事項

- ア 事務上の軽易な誤りである事項
- イ その他監査委員が合議のうえ、軽易と認める事項

### 検討・要望事項等

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

## (1) 指摘事項

調査した範囲において、法第 199 条第 12 項の規定に基づく是正措置の通知を求める事項は、次のとおりであった。

## 重要な事項

### ア 法令、条例、規則等に違反している事項

要綱第 6 条では補助金の交付申請について、要綱第 9 条では変更承認等の申請について、要綱第 11 条では実績報告について規定しており、いずれも申請等の様式が定められている。

公文書の宛名に付す敬称の削除に伴う関係告示で定める様式の取扱いの特例に関する告示（平成 22 年流山市告示第 25 号）では、市長等が収受する文書は、様式の規定にかかわらず、敬称を用いず、「(宛先)」を冠し、市長等の機関名のみを表記すると規定しているが、様式の取扱いの特例に関する告示に基づいた様式を使用していなかった。関係法令等の遵守を徹底されたい。

（健康福祉部障害者支援課）

要綱第 11 条で、実績報告書は、事業の完了の日から起算して 30 日以内の日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行わなければならないと規定されているが、当該日を過ぎて提出された実績報告書を受け付けしていた。適正な補助金交付事務の改善を求めるもの。

（健康福祉部障害者支援課）

経理規程第 18 条では、小口現金について規定されているが、小口現金と釣銭を区分せずに管理するなど、同規程で定められた運用が行われていなかった。経理規程に基づく適正な管理を求めるもの。

（特定非営利活動法人自立サポートネット流山）

## 軽易な事項

### ア 事務上の軽易な誤りである事項

提出された流山市地域活動支援センター運営事業変更承認

等申請書について、適正な決裁を受けていないものがあった。  
(健康福祉部障害者支援課)

(2) 検討・要望事項等

調査した範囲において、検討・要望事項等は認められなかった。